



Global Tax Update : インド新労働法への対応 インド

デロイトトーマツ税理士法人
2021年9月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

背景

インド政府の労働省は、以下の4つの労働法典(Labour Code)の導入を決定している：

- 賃金法典
- 社会保障法典
- 労使関係法典
- 労働安全衛生法典

上記の法典は29の既存の労働法規定を包含しており、議会の同意を得ている一方、本来今年（2021年）の4月からの施行予定に対し、施行が遅れている状況である。

しかし最近の労働省からのコミュニケーションを踏まえると、施行時期は数カ月以内を見込んでいます。

新労働法の意義

新労働法はコンプライアンス対応を容易にし、制度の透明性を高めることを目的としている。労働基準法のいくつかの重要な側面を以下に紹介する。

- 法律間で統一された新たな「賃金定義」
- 社会保障の適用範囲を労働者のより広範囲へ拡大（有期雇用労働者、ギグ／プラットフォーム・ワーカー、未組織部門の労働者を含む）
- 法典間における異なる規定に基づくコンプライアンス対応における単一登録を可能
- 「ファシリテーター」という役職を設け、サポート体制の整備
- 労働組合との正式な交渉メカニズムを構築
- 手続き要件をデジタル化により、監査証跡を残すだけでなく、時間と労力を最小限に抑えることが可能

影響範囲

このような労働法の変更により影響を受ける分野は主に以下が挙げられる：

- a) コスト関連または財務上の影響
- b) 就業規則とプロセスの変更
- c) 従業員のカテゴリ

財務面の観点から各企業が注力すべきことは以下の通りである：

- 賃金を決定するために、新しい「賃金定義」に照らし合わせ、既存の報酬構造の見直し
- 新賃金法が企業の損益計算書、従業員の手取り収入、退職金などに与える財務上の影響を評価
- 必要に応じて報酬体系の再編成を実施
- 全て利害関係者の要求が適切な方法で処理されていることを確認

就業規則やプロセスへの影響

本新労働法では、各企業が自社の就業規則やプロセスを以下の通り再検討する必要がある：

- 影響を受ける就業規則、プロセス、契約の詳細等の分析を開始し、コンプライアンスとの照らし合わせを行う
- 各法典の要件を満たすように調整を行う
- 必要コンプライアンスの確認

再度見直しが必要となる主な就業規則は、退職金、有給休暇買取、残業、社会保障給付などが挙げられる。

従業員のカテゴリーへの影響

本法典では、特定のカテゴリーの従業員に対するコンプライアンス事項が明確に定められている。そのため、企業は以下を確認する必要がある：

- 従業員の明確なカテゴリー
- 各カテゴリーのコンプライアンス要件の定義
- 特定のカテゴリーの労働者に対するコンプライアンスが満たされていることを確認

評価が必要になる可能性のあるカテゴリーは以下の通りである：

- 正規従業員、有期雇用者
- 契約社員、派遣社員
- ギグまたはプラットフォームワーカー
- コンサルタント/リテイナー
- その他の非伝統的な雇用者と従業員の取決め

今後の対応

業界全体で準備を整え、新労働法の運用開始後にコンプライアンス対応ができるようにすることが求められる。そのため、企業が今後取り組むべきことは以下の通りである：

- 変化の把握と理解
- 特定された必要修正と新要件のためのロードマップ作成
- 給与計算およびITプロセスのコンプライアンスフレームワークの構築
- コンプライアンス要件を満たすための内部プロセス再編成
- 変化に対応し、混乱を最小限に抑えて軌道修正実施

本ニュースレターについて

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人
International Tax and M&A

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人
東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001